

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧（25名）

| | | | | | | |
|-----|--------|------|-------|------|--------|------|
| 委員長 | 佐藤 ゆかり | (自民) | 島田 三郎 | (自民) | 山本 香苗 | (公明) |
| 理事 | 石井 みどり | (自民) | 鶴保 庸介 | (自民) | 水野 賢一 | (みん) |
| 理事 | 上野 通子 | (自民) | 三木 亨 | (自民) | 清水 貴之 | (維新) |
| 理事 | 太田 房江 | (自民) | 山田 修路 | (自民) | 大門 実紀史 | (共産) |
| 理事 | 江崎 孝 | (民主) | 加藤 敏幸 | (民主) | 福島 みづほ | (社民) |
| 理事 | 佐々木さやか | (公明) | 金子 洋一 | (民主) | 浜田 和幸 | (改革) |
| | 青木 一彦 | (自民) | 斎藤 嘉隆 | (民主) | 谷 亮子 | (生活) |
| | 尾辻 秀久 | (自民) | 野田 国義 | (民主) | | |
| | 金子 原二郎 | (自民) | 森本 真治 | (民主) | | |

(26. 9. 29 現在)

（1）審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、課徴金額の算定の基礎と算定率の妥当性、消費者被害回復のための返金措置の在り方、景品表示法に係る執行体制の強化の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月29日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成25年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果について有村内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月5日、時代の変化に応じた消費者政策推進の在り方、消費者庁の職員に専門人材を確保するための施策、適格消費者団体への支援の在り方、消費生活相談員の地位確立及び待遇改善に向けた施策、科学的根拠が疑わしい効能効果表示に対する基本的認識、新しい機能性表示食品制度の目的及び安全性の確認、公益通報者保護制度の実効性の確保、消費者委員会の独立性担保の在り方、日本産食品の風評被害払拭に向けた取組、消費者被害防止に向けた高齢者等の見守り活動の現状等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年10月29日(水) (第2回)

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成25年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について有村内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成26年11月5日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 時代の変化に応じた消費者政策の推進に関する件、消費者庁における専門人材の育成確保に関する件、適格消費者団体への支援の在り方に関する件、消費生活相談員の地位確立及び処遇改善に関する件、科学的根拠が疑わしい効能効果表示に対する基本的認識に関する件、新しい機能性表示食品制度に関する件、公益通報者保護制度の実効性の確保に関する件、消費者委員会の独立性担保に関する件、日本産食品の風評被害払拭に関する件、消費者被害防止に向けた高齢者等の見守り活動に関する件等について有村内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に質疑を行った。

[質疑者]

太田房江君（自民）、三木亨君（自民）、斎藤嘉隆君（民主）、河野義博君（公明）、水野賢一君（みん）、清水貴之君（維新）、大門実紀史君（共産）、福島みづほ君（社民）、浜田和幸君（改革）、谷亮子君（生活）

○平成26年11月17日(月) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について有村内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月18日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について有村内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

金子洋一君（民主）、森本真治君（民主）、水野賢一君（みん）、清水貴之君（維新）、大門実紀史君（共産）、福島みづほ君（社民）、浜田和幸君（改革）、谷亮子君（生活）

(閣法第25号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、共産、社民、改革、生活

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。